

東近江地域環境保全研修会

最近の環境法令改正等について

令和6年2月 滋賀県東近江環境事務所

1. **排水基準等の改正** (水濁法、公害防止条例関係)
2. **第一種指定化学物質の追加** (PRTR法関係)
3. **その他の法令改正・注意点**
4. **参考資料**

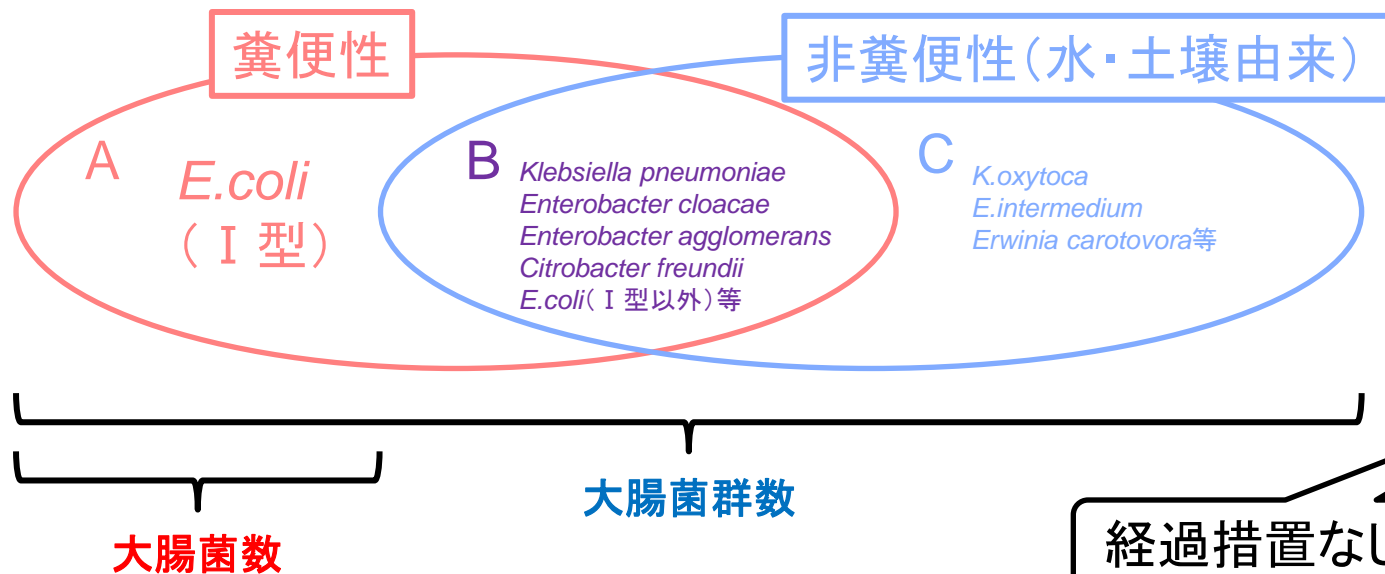
排水基準等の改正① 大腸菌

(水濁法、公害防止条例関係)

3

現行の排水基準値	新たな排水基準値
大腸菌群数 日間平均 3,000 個/mL	大腸菌数 日間平均 800 CFU/mL CFU: Colony Forming Unit (コロニー形成単位)

大腸菌群数3,000 個/mL相当の値



○環境基準の改正

(2022年(令和4年)4月1日施行)

大腸菌群数 → 大腸菌数



○水濁法の改正スケジュール

- ・2024年(令和6年)1月4日
改正政令公布 (令和6年政令第1号)
大腸菌群数から大腸菌数への変更
- ・2024年(令和6年)1月25日
改正省令公布 (令和6年環境省令第4号)
排水基準の変更
- ・~2024年(令和6年)3月 (予定)
改正告示公布
検定方法の変更
- ・2025年(令和7年)4月
改正政省令等施行

※ 水濁法に合わせて、上乗せ条例、公害防止条例の排水基準の改正も検討中

基準値 (mg/L)	水濁法(全国一律)		【参考 県条例関係】 滋賀県内での基準値
	現行の基準値	新たな基準値	
排水基準	0.5	0.2	0.05 ※1
地下水浄化基準	0.05	0.02	0.05 → (改正予定)
地下浸透基準	0.04	0.01	水濁法の基準を引用 ※2

※1 上乗せ条例または公害防止条例では従前からより厳しい排水基準が適用されている

※2 水濁法の基準を引用しているため、自動的に変更になる

(参考)

上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年条例第58号）

公害防止条例：滋賀県公害防止条例（昭和47年条例第57号）

○環境基準の改正

(2022年(令和4年)4月1日施行)

六価クロム 0.05 mg/L → 0.02 mg/L



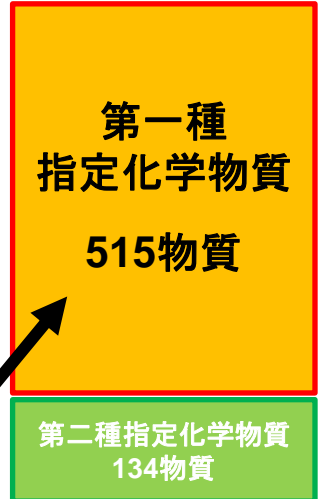
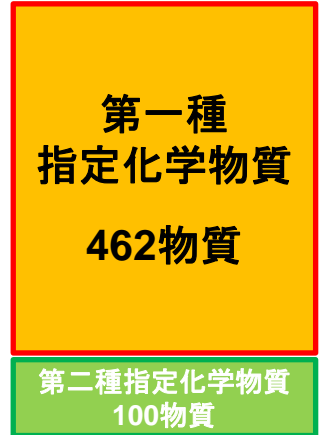
○水濁法の改正スケジュール

- ・2024年(令和6年)1月25日
改正省令公布 (令和6年環境省令第4号)
排水基準・浄化基準の変更
- ・2024年(令和6年)2月5日
改正告示公布 (令和6年環境省告示第4号)
検定方法、浸透基準の変更
- ・2024年(令和6年)4月
改正省令等施行

※ 水濁法に合わせて、
公害防止条例の基準の改正も検討中

現行 562物質

改正後 649物質



PRTR制度により
排出量・移動量の
届出が必要

届出時、**政令番号**から**管理番号**に変更
(令和6年度届出分～)

- ・原則、従前の番号と変わらない。
- ・ただし、第二種への格下げ(届出不要)や第一種への格上げ・新規追加(要届出)あり。

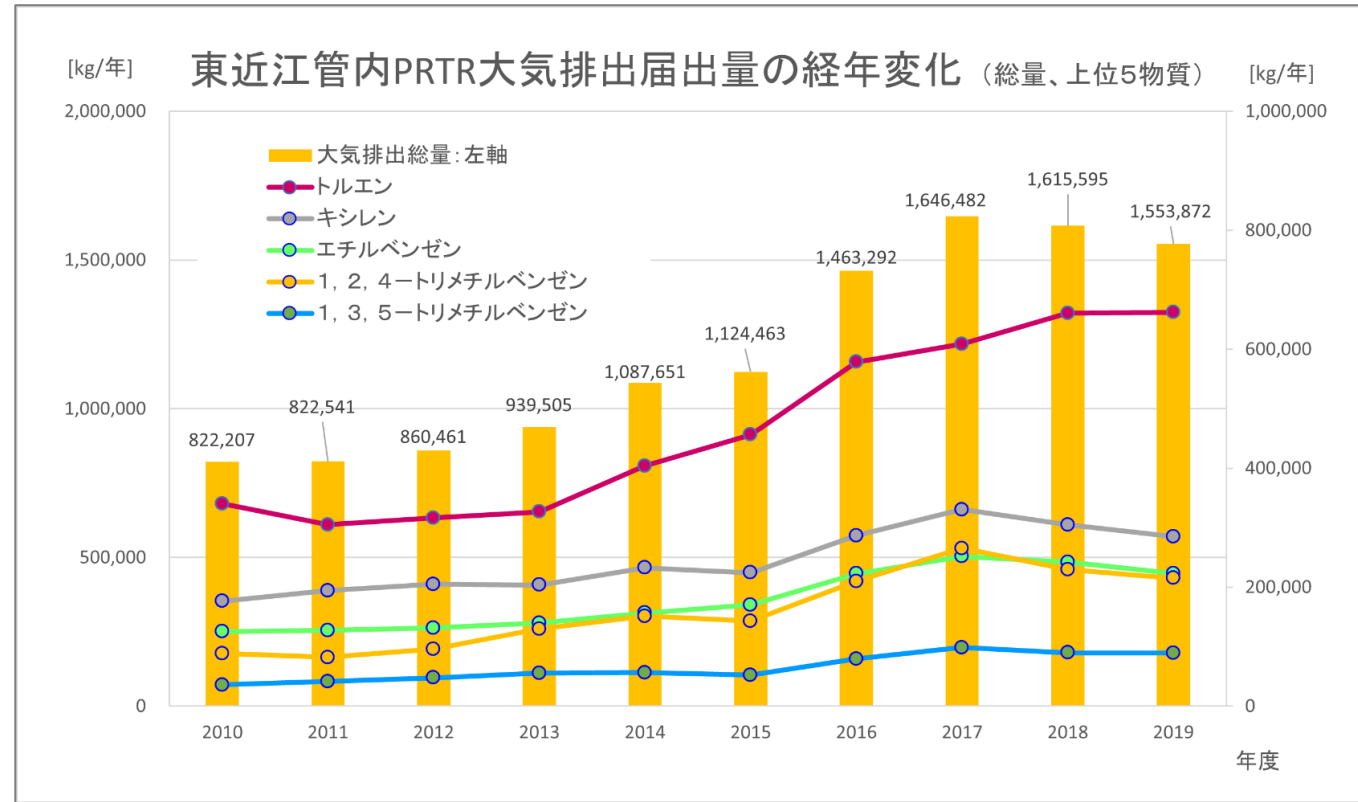
経済産業省HP 対象化学物質について -物質一覧表-

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)
把握	令和4年度使用分 (改正前物質)	令和5年度使用分 (改正後物質)	令和6年度使用分 (改正後物質)
届出	令和3年度使用分 (改正前物質)	令和4年度使用分 (改正前物質)	令和5年度使用分 (改正後物質)

届出期間
4月1日～6月30日

PRTR 電子届出について
(NITE(製品評価技術基盤機構)HP)
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>



- ・届出されている化学物質の大気への排出総量は、2011年度以降に増加傾向。
- ・特に東近江管内ではトルエンの届出量が多く、かつ増加傾向にあり、2013年度以降に届出されているA社の排出増加が大きく影響している。
⇒ 化学物質を取り扱う事業場には、いま一度環境への排出抑制にご尽力いただきたい

石綿関係(大防法)

- ・**建築物**の解体等工事を行う際は、**有資格者**による事前調査の実施が必要
- ・**工作物**の解体等工事を行う際は、事前調査の実施が必要

有資格者による実施が**令和8年1月1日から適用**(※)

※特定工作物に係る工事、または特定工作物以外の工作物に係る工事にあつては塗料
その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合

発注者としての注意事項

- ・石綿の有無の確認に**有用な情報(設計図面等)**を**施工業者に提供**

詳細は各種チラシをご参照ください

フロン関係(フロン排出抑制法)

第一種特定製品の管理者としての注意事項

- ・機器の廃棄に際し、**関係書類は3年間保存 & フロン類回収の証明書も保管**
- ・フロン類の回収は、**滋賀県で登録された回収業者に依頼**

PCB関係(PCB特措法)

低濃度PCB廃棄物の処理期限は2027年(令和9年)3月31日

詳細は各種チラシをご参照ください

○届出書様式

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、滋賀県公害防止条例、
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

⇒ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/104080.html>

○届出書様式

土壌汚染対策法

⇒ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/303317.html>



○石綿関係

法改正、事前調査、石綿事前調査結果報告システム、特定粉じん排出等作業

⇒ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/315325.html>

○フロン排出抑制法関係

法改正(令和2年4月改正法施行)、第一種特定製品の点検

⇒ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/13480.html>

○低濃度PCB関係

PCB廃棄物処理期限、届出様式

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13418.html>

